

食品関連機械団体標準約款

■請負契約■

〔2011年版〕

全 国 醸 造 機 器 工 業 組 合
一 般 社 団 法 人 日 本 豆 腐 機 器 工 業 会
一 般 社 団 法 人 中 部 包 装 食 品 機 械 工 業 会
東 京 糧 食 機 工 業 協 同 組 合
協 同 組 合 日 本 製 パ ン 製 菓 機 械 工 業 会
一 般 社 団 法 人 日 本 粉 体 工 業 技 術 協 会
一 般 社 団 法 人 日 本 包 装 機 械 工 業 会
一 般 社 団 法 人 日 本 食 品 機 械 工 業 会

食品関連機械団体標準約款

■請負契約■

改訂履歴

請負契約約款 平成 23 年 2 月決定

食品関連機械団体標準約款 目次

■請負契約■

第1条	目的物件の納入	1
第2条	不可抗力等	1
第3条	所有権の移転時期	1
第4条	危険負担	1
第5条	遅延損害金	2
第6条	相殺	2
第7条	支給品及び貸与品の扱い	2
第8条	検収	2
第9条	特別採用	2
第10条	瑕疵担保責任	2
第11条	品質保証	3
第12条	製造物責任	3
第13条	契約解除	4
第14条	請負者による契約解除	4
第15条	請負者による製造の中止	5
第16条	発注者による契約解除	5
第17条	発注者による中途解除	5
第18条	目的物件の引揚げ	5
第19条	契約条件の変更	5
第20条	仕様等の変更	6
第21条	知的財産権の侵害	6
第22条	秘密の保持	6
第23条	図面の管理	6
第24条	権利義務の譲渡禁止	6
第25条	連帯保証人	6
第26条	協議事項	6
第27条	管轄裁判所	6

請負契約約款

第1条（目的物件の納入）

- 1 請負者は納入期日に納入場所において発注者に目的物件を納入する。
- 2 発注者は、請負者が発注者の敷地内において目的物件の据付作業等を行う場合には、以下の事項を調整及び準備するものとする。
 - (1) 請負者が発注者の営業時間内において目的物件の作業を実施できるように作業日程及び時間を調整すること。
 - (2) 請負者が目的物件の作業を行うための足場等を整え安全な作業環境を準備すること。
- 3 発注者の責めにより納入が遅延する場合には書面で発注者に通知することにより請負者の工場における納入をもって納入とすることができる。

第2条（不可抗力等）

- 1 次の事由により請負者に目的物件の全部又は一部について履行遅延が生じた場合は、請負者において遅延を理由とする一切の責めに任じないことを発注者は承諾する。
 - (1) 天災、火災（請負者の責めに帰すべき事由によるものを除く）
 - (2) 不測の事態による原材料等の入手遅延又は入手不能
 - (3) 輸送の制限若しくは不円滑又は輸送中の不測の事故
 - (4) 発注者における仕様変更、契約時仕様未決又は保留
 - (5) その他請負者の責めに属さない事由
- 2 請負者及び発注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由（不可抗力）によって請負者が目的物件を納入すること、又は発注者がその納入を受けることができなくなった場合は、請負者及び発注者のいずれも本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により請負者又は発注者が本契約を解除した場合には、請負者及び発注者は、いずれも相手方に対して損害の賠償を請求することができないものとする。

第3条（所有権の移転時期）

- 1 目的物件の所有権は発注者が請負代金を完済するまで請負者に留保し、発注者が代金を完済した時に発注者に移転する。
- 2 発注者は目的物件の納入を受けた後、本請負代金完済まで、善良な管理者の注意をもってこれを使用保管する義務を負うものとし、請負者の承諾なく、目的物件の売却、担保権設定、賃貸等請負者の完全な所有権を侵害するおそれのあることとなる行為をしないものとする。万一これに反したことにより請負者に損害が生じた場合、発注者はこれを賠償しなければならない。

第4条（危険負担）

危険負担は、目的物件が発注者に納入された時をもって請負者から発注者に移転する。

第5条（遅延損害金）

- 1 発注者が本契約による代金の支払を遅延したときは年14.6%の割合の遅延損害金を請負者に支払うものとする。
- 2 請負者が本契約による目的物件の納入を遅延したときはこれにより発注者に生じた損害を賠償する。ただし、目的物件を使用できないことによる生産又は取引機会の損失に伴う逸失利益その他これに準ずる二次的な損害は除く。

第6条（相殺）

請負者は、発注者に対して金銭債務を負担するときは、当該金銭債務と本件請負代金債権とを相殺することができる。

第7条（支給品及び貸与品の扱い）

発注者が請負者に対して目的物件の製作に必要な材料、部品等を支給する場合、又は機材、金型等を貸与する場合には、具体的内容について発注者・請負者間で別に定める。

第8条（検収）

- 1 発注者は、目的物件の納入の際、契約書で検査期限を定めた場合は当該期限内に、期限を定めなかった場合は遅滞なく、受入検査を行い、合格した場合に受け入れる。検査に合格したときは、発注者は目的物件が検査に合格したことを証する書面を請負者に交付する。発注者が、期限内に又は遅滞なく合否の結果を通知しない場合は、検査に合格したものとみなす。
- 2 目的物件の仕様書において性能保証仕様が規定されている場合には、前項の受入検査は性能試験を含むものとし、性能試験は、発注者及び請負者の立会の下で仕様書に記載された条件に従って実施する。
- 3 発注者は、前2項の検査が終了するまでは、販売目的の製品を製造するために目的物件を使用しないものとし、前2項の検査が終了するまでに製造した製品を販売することができないものとする。

第9条（特別採用）

発注者の検査の結果、不合格となった目的物件であっても、発注者が支障なしと認め、発注者と請負者の協議によりあらためて契約金額を決定したときは、発注者はこれを引き取ることができる。この場合、請負者は契約の本旨に従った債務を履行したものと扱われる。

第10条（瑕疵担保責任）

- 1 発注者は、第8条の規定による検査により目的物件に瑕疵があることを発見したときは、直ちに請負者に対しその旨を書面で通知しなければ、物件は完全な状態で発注者に引き渡されたものとみなし、それ以後請負者は目的物件の瑕疵についてその責めに任じないものとする。

- 2 請負者は、前項の通知を受け、これを目的物件の瑕疵と認めるときは、無償で修補に応じる。ただし、当該瑕疵が発注者の指示に従って採用した材料、部品、設計等によって生じた場合はこの限りではない。また、当該瑕疵が軽微であって、修補に過分の費用を要する場合には、発注者に対して前条に基づく特別採用を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、通常の検査方法により発見できない瑕疵が発注者により発見された場合は、納入後1年以内に発注者がこれを請負者に通知しなければならない。発注者は、瑕疵の通知に際しては、瑕疵を発見するに至った事情及び瑕疵によって生じていると考えられる現象をできる限り具体的に特定することによって瑕疵を特定しなければならない。
- 4 請負者は、発注者による瑕疵の通知に対し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく発注者に申し出て、協議のうえ解決する。
- 5 発注者は、請負者の要請により、目的物件の使用状況又は保守管理の状況等原因解明に必要な情報、資料等を開示しなければならない。発注者及び請負者は原因の早期解明のため誠実に協議する。
- 6 発注者及び請負者は、原因解明のため必要があるときは、目的物件を検査し又は第三者機関の鑑定に委ねることができる。鑑定費用は、瑕疵の存在が認められた場合には請負者の負担とし、それ以外の場合には発注者の負担とする。
- 7 第3項の規定による通知又は第4項ないし前項による協議の結果、請負者において目的物件に瑕疵が存在することを認めるときは、請負者は、瑕疵の無償修補に応じ、瑕疵によって発注者に発生した損害を賠償する。ただし、当該瑕疵が発注者の指示に従って採用した材料、部品、設計等によって生じた場合はこの限りではない。
- 8 前項により請負者が賠償すべき損害には、以下の損害を含まないものとする。
 - (1) 目的物件を使用できないことによる生産又は取引機会の損失に伴う逸失利益
 - (2) 目的物件の誤作動等によって原材料が滅失・毀損した場合の、当該原材料の加工等により得られたであろう利益
 - (3) 上記に準ずる二次的な損害
- 9 前8項の規定は、目的物件の仕様書に性能保証仕様が規定されている場合において、目的物件が保証された性能を満たさなかった場合に準用する。
- 10 発注者が目的物件を転売するなど目的物件の所有権を失った場合は、請負者は、本条に基づく瑕疵担保責任を免れるものとする。

第11条（品質保証）

前条の規定にかかわらず、請負者が発注者に対して目的物件に関する品質保証書を発行した場合には、請負者は、品質保証書に記載された内容の品質保証を行う。ただし、発注者が前条の規定に基づく権利を行使することを妨げない。

第12条（製造物責任）

発注者及び請負者は、消費者等第三者から目的物件に関して製造物責任等を問われた場合には、その対応につき協議する。発注者及び請負者が第三者に対して損害賠償責任

請負契約約款

を負うべきときは、発注者及び請負者の責任及びその範囲は、第10条第4項ないし第7項の規定に準じて協議により定める。

第13条（契約解除）

- 1 発注者又は請負者が本契約に違反したときは、相手方は、相当の期間を定めて催告をしたうえで本契約を解除することができる。
- 2 発注者又は請負者に以下の各号の事由が生じたときは、当該発注者又は請負者は期限の利益を喪失するとともに、相手方は、催告なくして直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき。
 - (2) 第三者より仮差押え、仮処分、差押えその他強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分等を受けたとき。
 - (3) 破産、特別清算、会社更生、民事再生等の手続開始の申立てがなされたとき、若しくはなしたとき、又はそれらの原因となる事由が生じたとき。
 - (4) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
 - (5) 会社の解散の決議をし、又は他の会社に吸収合併されたとき。
 - (6) 事故・災害（当該発注者又は請負者の責めに帰すべき事由によるものに限る）、労働争議その他により、本契約の履行を困難にする事由が生じたとき。
 - (7) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- 3 前2項の規定に基づき請負者が本契約を解除する場合、請負者は、目的物件を引き揚げることもできる。これによって受けた損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 4 前項にいう損害とは、請負代金総額から契約が解除されたことによって請負者が支払いを免れ、又は利益を得た金額を控除し、契約が解除されたことによって請負者が負担した費用を加算した金額とする。ただし、契約が解除されるまでに発注者が支払った契約金又は中間金は損害賠償金及び遅延損害金に充当し、剰余のある場合には、これを発注者に返還する。
- 5 第1項及び第2項の規定に基づき発注者が本契約を解除する場合、発注者は、これによって受けた損害の賠償を請負者に請求することができる。
- 6 前項にいう損害とは、請負者の解除事由と相当因果関係の範囲にある損害をいう。ただし、目的物件を使用できないことによる生産又は取引機会の損失に伴う逸失利益その他これに準じる二次的な損害を除く。

第14条（請負者による契約解除）

- 1 前条第1項に定めるほか、以下の各号の事由が生じたときは、請負者は、相当期間を定めて催告をしたうえで、本契約を解除することができる。
 - (1) 発注者が目的物件の仕様を決定しないとき。
- 2 前条第2項に定めるほか、以下の各号の事由が生じたときは、発注者は期限の利益を喪失するとともに、請負者は、催告なくして本契約を解除することができる。

(1) 発注者が代金の支払いを遅滞したとき。

3 前2項の規定による解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

第15条（請負者による製造の中止）

1 請負者は、前2条の規定により本契約を解除できる場合、目的物件の製造を中止することができる。

2 前項の規定により目的物件の製造を中止した場合、請負者は目的物件の納入遅滞の責任を免れ、発注者及び請負者は目的物件の納入期日及び請負代金の支払期日等を協議のうえ定める。

3 第1項の規定に基づき請負者が目的物件の製造を中止した場合、請負者は、発注者に対し、これにより被った損害の賠償を請求することができる。

第16条（発注者による契約解除）

1 第13条第1項に定めるほか、以下の各号の事由が生じたときは、発注者は、相当期間を定めて催告をしたうえ本契約を解除することができる。

(1) 請負者が納入期日に目的物件を納入しないとき。

2 第13条第2項に定めるほか、以下の各号の事由が生じたときは、請負者は期限の利益を喪失し、発注者は催告なくして本契約を解除することができる。

(1) 目的物件の製造が著しく遅れ、納入期日後相当期間内までに請負者が目的物件の製造を完成させる見込みがないと認められるとき。

3 前2項の規定による解除には、第13条第5項及び第6項の規定を準用する。

第17条（発注者による中途解除）

発注者の都合により本契約を解除する場合、発注者は、第13条第4項の規定に基づいて算出される金額を違約金として支払わなければならない。

第18条（目的物件の引揚げ）

1 第13条、第14条及び第17条の規定により本契約が終了した場合、請負者は目的物件を引き揚げることができる。

2 前項の規定によって請負者が目的物件の返還を受けた場合、当該物件の時価は、第13条、第14条及び第17条の規定の適用に当たって、契約が解除されたことによって請負者が利益を得た金額に加算するものとする。

3 第1項の場合、発注者は請負者が発注者の工場より目的物件を搬出することを承諾し、また搬出する際にやむを得ない事情による一部工場建物等の一時取り外しや、その他機械等の移動はこれを認める。

第19条（契約条件の変更）

予測困難な経済状況の急変によって原材料、運賃、その他の費用が著しく高騰した場合、又は規格若しくは法律等の改正により材質、仕様等を変更せざるを得ない場合、請負者は、発注者との協議の上、価格、納期、仕様その他の契約条件を変更することがで

きる。

第20条（仕様等の変更）

発注者において仕様の変更、その他契約条件の変更又は納期の延期等の書面による申出があり、請負者が合意する場合は、それによって生じた請負者の費用、損失は発注者が負担するものとする。

第21条（知的財産権の侵害）

- 1 請負者は、目的物件が第三者の知的財産権を侵害しないよう万全の注意を払う。
- 2 請負者は、目的物件に関して万一第三者より知的財産権侵害の理由でクレームを受け、又は提訴されたときは、遅滞なく発注者に連絡する。
- 3 請負者は、前項の知的財産権の侵害問題に関し何ら発注者に迷惑をかけないものとし、万一発注者に損害が生じた場合には、請負者は発注者と協議のうえ損失分担について協議する。ただし、侵害問題が、発注者の指示等による場合にはこの限りでない。

第22条（秘密の保持）

秘密保持については当事者間において別途定めた秘密保持契約による。

第23条（図面の管理）

発注者及び請負者は、相手方が貸与又は開示した図面・仕様書等を厳重に保管し、相手方の承諾がない限り、第三者（ただし、請負者の下請けを除く）に貸与又は開示をしてはならない。

第24条（権利義務の譲渡禁止）

発注者及び請負者は、予め書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができない。

第25条（連帯保証人）

連帯保証人は本契約の約旨を承諾し、本契約による発注者の一切の債務につき発注者と連帯してこれを履行する責めに任じる。

第26条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、発注者及び請負者は誠意を持って協議のうえ解決する。

第27条（管轄裁判所）

発注者及び請負者は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、請負者の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

禁無断複製・禁無断転載

平成 23 年 2 月 初版第 1 刷発行

平成 26 年 5 月 初版第 2 刷発行

監 修 弁護士 近藤 惠嗣
福田・近藤法律事務所

発行者 一般社団法人 日本食品機械工業会

〒108-0023

東京都港区芝浦 3-19-20

TEL : 03-5484-0981 FAX : 03-5484-0989

全国醸造機器工業組合(〒114-0031 東京都北区十条仲原 1-4-8-306)

TEL : 03-5948-5415 FAX : 03-5948-5425

一般社団法人 日本豆腐機器工業会(〒475-0023 愛知県半田市亀崎町 9-123-11)

TEL : 050-3786-0102 FAX : 050-3786-0102

一般社団法人 中部包装食品機械工業会(〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島 2-14-10)

TEL : 052-452-3161 FAX : 052-452-7752

東京糧食機工業協同組合(〒110-0011 東京都台東区三ノ輪 1-28-7-1005)

TEL : 03-5808-9150 FAX : 03-5808-9151

協同組合 日本製パン製菓機械工業会(〒104-0061 東京都中央区銀座 1-18-2)

TEL : 03-6673-4333 FAX : 03-6673-4568

一般社団法人 日本粉体工業技術協会(〒600-8176 京都市下京区烏丸通六条上ル北町 181)

TEL : 075-354-3581 FAX : 075-352-8530

一般社団法人 日本包装機械工業会(〒104-0033 東京都中央区新川 2-5-6)

TEL : 03-6222-2275 FAX : 03-6222-2280

一般社団法人 日本食品機械工業会(〒108-0023 東京都港区芝浦 3-19-20)

TEL : 03-5484-0981 FAX : 03-5484-0989

©FOOMA